

令和7年5月更新

先端設備等導入に係る固定資産税の課税標準の特例 提出書類チェックシート (令和 年度)

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例を受けようとする方は、本チェックシート(裏面あり)に必要事項を記入し、償却資産の申告書に添付してください。

1. 資産の取得時期の確認		当てはまる方に○をつける	
資産の取得時期は令和5年3月31日以前である。			
※「いいえ」の場合はこのチェックシートは使用できません。令和7年4月から令和9年3月分または 令和5年4月から令和7年3月分をご使用ください。		いいえ	はい

2. 事業用家屋の有無の確認		当てはまる方に○をつける	
今回の特例の申請には事業用家屋が含まれている。			
※「はい」の場合はその所在地を下欄にご記入ください。		いいえ	はい
【所在地】 大津市			

3. 特例対象資産の要件の確認 【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に○をつけてください】			
No.	確認内容		当てはまる方に○をつける
1	課税標準の特例を申告する資産(特例対象資産)は以下の要件に該当している。	いいえ	はい
① 大津市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき認定後に取得したものであること。 ② 生産性向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が旧モデルと比較して年平均1%以上向上するものであること(事業用家屋を除く)。 ③ 商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。 ④ 中古資産でないこと。 ⑤ 事業用家屋については、中小企業等経営強化法に規定する先端設備等(取得価額の合計が300万円以上のもの)を稼動させるために取得されたものであること。 ⑥ 以下の表の要件を満たすこと。			
区分 償却資産 家屋	資産の種類	取得期間	用途または細目
	機械装置	平成30年7月24日 から 令和5年3月31日	全て
	工具		測定工具及び検査工具
	器具備品		全て
	建物附属設備		全て (償却資産として課税されるものに限る)
	構築物	全て	160万円以上 30万円以上 30万円以上 60万円以上 120万円以上 120万円以上
	事業用家屋	令和2年4月30日 から 令和5年3月31日	新築の家屋であること 家屋の内外に取得価額の合計が300万円以上 以上の先端設備が一体となって設置されること。
2	特例対象資産は補助金を受けて取得した資産ではない。	いいえ	はい
	※補助金を受けた資産の場合、償却資産申告書には、補助金を含め取得価額の全額を記載してください。 固定資産税には、圧縮記帳の適用はありませんので、補助金分を差し引かない額が取得価額となります。		
3	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」に記載の先端設備等の金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致している。	いいえ	はい
	※「いいえ」の場合はその理由(例: 見積り価格と実際の購入価格との差額、附属機器分の差額)を下欄にご記入ください。 差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。		
	(理由)		

(裏面もご記入ください)

No.	確認内容	当てはまる方に○をつける	
4	「先端設備等導入計画に係る認定申請書」に記載の『先端設備等の種類』と、「工業会の証明書」の『減価償却資産の種類』及び「償却資産申告書」の『資産の種類』は一致している。 ※一致していない場合、書類の再提出が必要となる場合があります。 ただし、導入計画及び工業会の証明書で種類を『建物附属設備』として申請した設備については、償却資産申告書は『構築物』としてください。	いいえ	はい
5	特例対象資産は、先端設備等導入計画の「2 計画期間」内に取得した資産である。	いいえ	はい

3. 特例対象者の要件の確認【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に○をつけてください】

先端設備等導入計画の申請者について、次のうち該当するものについて回答してください。			当てはまる方に○をつける	
A 法人で	資本又は出資を有する場合	資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、資本金の額又は出資金の額は1億円以下である。	いいえ	はい
	資本又は出資を有しない場合	資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、従業員数は1,000人以下である。	いいえ	はい
B 個人の場合		資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、従業員数は1,000人以下である。	いいえ	はい
上記で「A 法人」に該当する場合は、以下についても回答してください。			当てはまる方に○をつける	
資産の取得時期及び賦課期日(1月1日)時点で、「みなし大企業※」ではない。 (「いいえ」の場合は本特例措置の適用対象外です。)			いいえ	はい
※「みなし大企業」とは… ① 同一の大規模法人に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 ② 2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人				

4. 必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「レ」をチェックしてください】

No.	提出書類	チェック欄
1	償却資産申告書・種類別明細書(特例対象資産の摘要欄に「特例」と記入した。)	
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) ※ 別紙「先端設備等導入計画」を含む	
3	先端設備等導入計画に係る認定書(写)	
4	工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書(写) (中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書)	
(リース資産で、リース会社が申告を行う場合)		
5	リース契約書(写)	
6	公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)	
(事業用家屋が含まれる場合)		
7	建築確認済証(写)	
8	家屋の見取り図(写)	
9	先端設備等の購入契約書(写)	
10	当該家屋の事業専用割合を示す書類(写)	

No.2、3について、計画を変更されたときは、変更前及び変更後の認定申請書・認定書を提出してください。

＜先端設備等導入計画の認定申請時に工業会の証明書の提出ができなかった方へ＞

先端設備等導入計画の認定後、賦課期日(1月1日)までに「先端設備等に係る誓約書」と「工業会の証明書」を大津市商工労働政策課へ追加提出してください。提出が遅れると、1年目の特例の適用が受けられません。

申請者 (先端設備等導入計画の認定を受けた事業者)

(住所)

(氏名／法人名)

担当者名 ()

電話番号 ()